

令和7年第3回宮崎市議会（6月定例会） 提出案件一覧

1 件数

議案	19件
報告	12件
合計	31件

2 内訳

（1）議案（19件）

- ①令和7年度補正予算案（2件）⇒ 議案第88号・議案第89号
- ②工事請負契約の締結（3件）⇒ 議案第90号～議案第92号
- ③議決事項の一部変更（1件）⇒ 議案第93号
- ④財産の取得（4件）⇒ 議案第94号～議案第97号
- ⑤都市公園を設置すべき区域の決定（1件）⇒ 議案第98号
- ⑥公の施設の指定管理者の指定（1件）⇒ 議案第99号
- ⑦訴えの提起（1件）⇒ 議案第100号
- ⑧条例案（6件）⇒ 議案第101号～議案第106号

（2）報告（12件）

- ①令和6年度繰越計算書（8件）⇒ 報告第15号～報告第22号
- ②経営状況の報告（1件）⇒ 報告第23号
- ③専決処分の報告（3件）⇒ 報告第24号～報告第26号
 - ・ 議決事項の一部変更（3件）

3 議案の概要

議案第88号・議案第89号 令和7年度補正予算案（2件）

《一般会計》

議案第88号 令和7年度宮崎市一般会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第89号 令和7年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（環境政策課）】

別添「令和7年度6月補正予算案概要」のとおり

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

本郷地区交流センター長寿命化改修工事のうち建築主体工事

◇工事概要

- 1 工事内容 (1) 管理棟の増築工事（鉄骨造平屋建て：延べ面積69.81㎡、鉄骨造 2 階建て：延べ面積20.58㎡）
(2) 管理棟、大集会室の建具改修、内装改修、塗装改修、躯体改修、ユニット及びその他附属建物工事（ただし、電気設備工事、機械設備工事を除く）
- 2 工事場所 宮崎市大字本郷南方2793番ほか9筆
- 3 完成期限 令和8年5月22日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

159,313,000円

◇契約の相手方

野田・太平洋特定建設工事共同企業体

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

宮崎市葬祭センター火葬炉更新工事

◇工事概要

- 1 工事内容 火葬炉12基の更新工事（電気設備工事、建築工事及び敷地内都市ガス工事を含む）
- 2 工事場所 宮崎市大字郡司分乙2356番地
- 3 完成期限 令和12年2月28日

◇契約の方法

随意契約

◇契約の金額

1,644,500,000円

◇契約の相手方

太陽築炉工業株式会社

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

憶地区交流センター整備運営事業のうち設計及び建設工事

※（参考）事業方式：D B O 方式（デザインビルドオペレーション方式）

◇事業の概要

- 1 主な内容 （１）設計（調査、基本・実施設計、設計意図伝達業務）
 （２）施工（建築主体工事、機械工事、電気工事、外構工事）
- 2 工事場所 宮崎市吉村町大田ケ島甲403番 1
- 3 完成期限 令和 9 年12月10日

◇契約の方法

随意契約（公募型プロポーザル方式）

◇契約の金額

713,240,000円

◇契約の相手方

矢野・山田特定設計建設工事共同企業体

議案第93号 「特定事業契約の締結について（宮崎市営住宅新町・追手団地PFI方式建替事業）」の議決事項の一部変更について 【住宅課】

◇提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

- 3 契約の金額 「1,237,209,476円」を
「1,405,245,025円」に変更する。（168,035,549円の増額）

※（参考）契約期間の変更

建設工事の工期延長及び入居者移転の難航に伴う解体工事の遅延により、契約期間を「令和3年9月15日から令和7年6月30日まで」から「令和3年9月15日から令和7年12月26日まで」へ変更する。

◇変更理由

国・県におけるインフレスライド条項適用の取扱いに準じ、宮崎市営住宅新町・追手団地PFI方式建替事業事業契約書第50条第5項（インフレスライド条項）の規定に基づき増額変更する必要があるため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：特定事業契約の締結（令和3年9月定例会 議案第159号）

- 1 契約の目的 宮崎市営住宅新町・追手団地PFI方式建替事業
2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
3 契約の金額 1,209,670,000円
4 契約の相手方 戸高グループ

議決事項一部変更：1回目（令和4年6月定例会 議案第74号）

- 3 契約の金額 「1,209,670,000円」を
「1,209,715,719円」に変更する。（45,719円の増額）

議決事項一部変更：2回目（令和4年12月定例会 議案第124号）

- 3 契約の金額 「1,209,715,719円」を
「1,213,125,719円」に変更する。（3,410,000円の増額）

議決事項一部変更：3回目（令和5年6月定例会 議案第107号）

- 3 契約の金額 「1,213,125,719円」を
「1,219,218,456円」に変更する。（6,092,737円の増額）

議決事項一部変更：4回目（令和6年6月定例会 議案第83号）

- 3 契約の金額 「1,219,218,456円」を
「1,237,209,476円」に変更する。（17,991,020円の増額）

◇提案理由

物品の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産

簡易パーティション1,954台（旧介護老人保健施設さざんか苑）

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

20,419,300円

◇契約の相手方

株式会社旭友

◇提案理由

物品の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産

簡易ベッド2,028台（旧介護老人保健施設さざんか苑）

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

10,484,760円

◇契約の相手方

株式会社桂防災

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産

高規格救急自動車 1 台（北消防署）

◇主な仕様

- 1 乗車定員 7 名
- 2 エンジン ガソリンエンジン
- 3 駆動方式 4 輪駆動

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

21,175,000円

◇契約の相手方

宮崎トヨタ自動車株式会社

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産

小型動力ポンプ付積載車 3 台（宮崎市消防団田野分団第 7 部、田野分団第 12 部及び高岡分団第 1 部）

◇主な仕様

- 1 シャシ ダブルキャブ型
- 2 乗車定員 8 名
- 3 駆動方式 2 輪駆動

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

30,525,000 円

◇契約の相手方

株式会社武田ポンプ店

◇提案理由

都市公園を設置すべき区域を決定するため、都市公園法第 33 条第 5 項の規定により、本案を提出するもの。

◇都市公園を設置すべき区域

宮崎市昭栄町 12 番 1 ほか

◇面積

13,008㎡

議案第 99 号 宮崎市櫛地区交流センターの指定管理者の指定について

【地域コミュニティ課】

◇提案理由

宮崎市櫛地区交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するもの。

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市櫛地区交流センター	株式会社南九州プロジェクト	令和10年1月1日から 令和20年3月31日まで

議案第 100 号 訴えの提起について

【住宅課】

◇概要

所有権移転登記手続を求める訴えを提起するもの。

◇請求の要旨

- （１） 被告らは、市に対し、宮崎市佐土原町下那珂字和田山3708番の土地につき、昭和39年12月31日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- （２） 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決を求める。

◇訴訟遂行の方針

- （１） 訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で訴訟上の和解又は調停をするものとする。
- （２） 判決の結果必要があるときは、上訴するものとする。

議案第101号～議案第106号 条例案（6件）

議案第101号 宮崎市税条例の一部改正について

【納税管理課】

◇提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 大学生年代の子等に関する特別控除の創設（第37条の2）

特定扶養控除に関して、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入する。（控除額：最高45万円）

2 加熱式たばこの課税方式の見直し（附則第16条の2の2）

国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から課税方式を見直す。

3 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置（第34条の7、附則第4条の2）

公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の改正を行う。

◇施行期日

令和8年1月1日（一部については、同年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日。経過措置の規定あり。）

議案第102号 宮崎市手数料条例の一部改正について

【建築行政課】

◇提案理由

建築物エネルギー消費性能基準検査に係る手数料の新設を行う等のため。

◇主な内容

建築物エネルギー消費性能基準の適合義務対象となる建築物が拡充されることに伴い、建築物に関する完了検査に伴う加算の規定を新設する。（別表の32の項）

◇施行期日

公布の日

議案第103号 宮崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定
について

【保育幼稚園課】

◇提案理由

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため。

◇主な内容

1 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準

- (1) 東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。(第3条後段)
- (2) 乳児等通園支援事業の実施方法の一区分である余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所については、保育所等の区分に応じた本市の条例で定めている乳児室等の面積及び職員の配置基準等を適用する。(第4条)
- (3) (1) 及び (2) に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(以下「府令」という。)の定めるところによる。(第3条前段)

2 検討

府令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。(附則第3項)

◇施行期日

令和7年7月1日(経過措置の規定あり)

◇提案理由

医療費助成の対象となる重度心身障害者の範囲を拡大する等のため。

◇主な内容

1 医療費助成の対象となる重度心身障害者の範囲の拡大

医療費助成の対象に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が1級であるものを加える。（第2条）

ただし、拡大対象となる者の医療費のうち、精神疾患による精神科の入院に係るものについては、当該助成対象としない。（第6条）

2 受給者の医療費助成の停止

受給者（20歳未満の者を除く。）またはその配偶者、扶養義務者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療については、前々年の所得）が制限額を超える場合は、医療費助成を停止する。（第7条）

3 その他

「助成の要件」、「受給者の認定」、「受給資格者証」等について所要の改正を行う。

◇施行期日

令和7年10月1日（一部については、同年8月1日、規則で定める日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

葬祭センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

1 葬祭センターの使用料の額の改定（別表）

- （1） 死亡当時宮崎市の住民であった者の死体に係るものを火葬する場合について、12歳以上1体につき「12,000円」を「20,000円」に、12歳未満1体につき「9,000円」を「13,000円」に、死産児1体につき「5,000円」を「7,000円」に引き上げる。
- （2） 産汚物及び人体の一部を焼却する場合について、10キログラムまで「2,000円」を「4,000円」に、1キログラム増すごとに「200円」を「400円」に引き上げる。

◇施行期日

令和8年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

今村近隣公園の管理を指定管理者に行わせるため。

◇主な内容

今村近隣公園の管理を指定管理者に行わせる。（別表第3）

◇施行期日

公布の日から起算して3年9月を超えない範囲内において規則で定める日

4 報告の概要

報告第15号 令和6年度宮崎市継続費繰越計算書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第145条第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	事業名 (対象年度)	継続費 の総額	令和6年度 継続費 予算現額	支払済額 及び 支出見込額	翌年度 繰越繰越額
一般会計	清武文化会館 改修事業 (R6～R 7)	711,201,000	497,840,000	206,910,000	290,930,000
	田野体育館改 修事業 (R6～R 7)	310,000,000	159,810,000	55,738,000	104,072,000
合計		1,021,201,000	657,650,000	262,648,000	395,002,000

◇概要

地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	主な事業名	繰越明許予算額 (事業数)	翌年度繰越額 (事業数)
一般会計	令和6年度物価高騰重点支援給付金 支給事業 宮崎ふるさと愛寄附金推進事業 街路整備事業 外92件	8,962,948,000 (95事業)	5,891,756,736 (86事業)
公営住宅建設資金 特別会計	新町・追手団地建替事業 公営住宅ストック総合改善事業	130,000,000 (2事業)	26,930,000 (2事業)
卸売市場特別会計	中央卸売市場・市場施設整備事業	55,983,000 (1事業)	0
宅地造成事業特別 会計	東部第二土地区画整理事業	78,000,000 (1事業)	13,191,724 (1事業)
合計		9,226,931,000 (99事業)	5,931,878,460 (89事業)

◇概要

地方自治法施行令第150条第3項の規定による事故繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

会計名	款／項	事業名	支出負担 行為額	支出未済額	翌年度繰越額
一般会計	15総務費 20戸籍住民基 本台帳費	戸籍への氏名の振 り仮名追加事業	25,300	25,300	25,300
	20民生費 15児童福祉費	公立保育所施設整 備事業	6,910,200	248,600	248,600
	45土木費 15道路橋梁費	社会資本整備総合 交付金事業（旧地 域活力基盤創造交 付金事業）	50,221,437	14,150,047	14,150,047
合計			57,156,937	14,423,947	14,423,947

報告第18号 令和6年度宮崎市水道事業会計継続費繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款／項	事業名 (対象年度)	継続費 の総額	令和6年度 継続費 予算現額	支払義務 発生 (見込) 額	翌年度 繰越繰越額
1 水道事業資本的支出	下北方浄水場 脱水処理施設 整備事業 (R元～R7)	2,335,140,000	1,361,701,200	603,357,200	758,344,000
1 建設改良費	柏田水源地更新事業 (R5～R7)	1,406,020,000	700,000,000	155,542,000	544,458,000
合計		3,741,160,000	2,061,701,200	758,899,200	1,302,802,000

報告第19号 令和6年度宮崎市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款／項	事業名 (対象年度)	継続費 の総額	令和6年度 継続費 予算現額	支払義務 発生 (見込) 額	翌年度 繰越繰越額
1 下水道事業資本的支出 1 建設改良費	川原地区浸水 対策事業 (R4～R7)	1,890,600,000	1,376,172,159	1,295,763,496	80,408,663

◇概要

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越し及び同条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越しについて、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 水道事業資本的支出 1 建設改良費	柏田水源地更新に伴う電気・活性炭棟更新工事のうち 建築主体工事 外6件	717,206,484	297,290,550	419,915,934

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 水道事業費用 1 営業費用	清武第9配水池改修工事 外 2件	121,001,738	0	121,001,738

◇概要

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越し及び同条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越しについて、同条第3項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業 資本的支出 1 建設改良費	下水道管路施設耐震化工事 (6-6工区) 外57件	3,083,766,270	240,273,000	2,843,493,270

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額

(単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業 費用 1 営業費用	宮崎処理場汚泥乾燥機(1号機、2号機)外点検整備 外6件	121,359,449	0	121,359,449

報告第 2 2 号 令和 6 年度宮崎市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越しについて、同条第 3 項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

(単位：円)

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 農業集落排水事業資本的支出 1 建設改良費	令和 6 年度農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務委託 外 3 件	93,775,000	0	93,775,000

報告第 2 3 号 宮崎市土地開発公社の経営状況について

【管財課】

◇概要

宮崎市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定により報告するもの。

◇報告書類

- 1 令和 6 年度宮崎市土地開発公社事業報告書及び決算書
- 2 令和 7 年度宮崎市土地開発公社事業計画書及び予算書

報告第24号～報告第26号 専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第24号 専決処分の報告について

【契約課（消防局 総務課）】

◇概要

令和7年3月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 3 契約の金額 「2,482,370,000円」を
「2,488,486,722円」に変更する。（6,116,722円の増額）

◇変更理由

当初、本工事費については、入札公告時点における単価（令和6年3月公共工事設計労務単価）で積算していたが、その後の労務費の上昇に対処し、技能労働者等への適切な水準の賃金支払い等を確保するという観点から、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置を適用し、人件費を増額する必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和7年3月定例会 議案第79号）

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 工事名 | 宮崎市消防局・北消防署新庁舎棟新築工事のうち建築主体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 2,482,370,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 桜木・松本・井上特定建設工事共同企業体 |

◇概要

令和7年3月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 3 契約の金額 「636,468,801円」を
「645,234,992円」に変更する。（8,766,191円の増額）

◇変更理由

当初、本工事費については、入札公告時点における単価（令和6年3月公共工事設計労務単価）で積算していたが、その後の労務費の上昇に対処し、技能労働者等への適切な水準の賃金支払い等を確保するという観点から、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置を適用し、人件費を増額する必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和7年3月定例会 議案第80号）

- | | | |
|---|--------|-------------------------------|
| 1 | 工事名 | 宮崎市消防局・北消防署新庁舎棟外新築工事のうち電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 636,468,801円 |
| 4 | 契約の相手方 | 九南・小田・電工社特定建設工事共同企業体 |

◇概要

令和7年3月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 3 契約の金額 「663,890,617円」を
「669,834,615円」に変更する。（5,943,998円の増額）

◇変更理由

当初、本工事費については、入札公告時点における単価（令和6年3月公共工事設計労務単価）で積算していたが、その後の労務費の上昇に対処し、技能労働者等への適切な水準の賃金支払い等を確保するという観点から、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置を適用し、人件費を増額する必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和7年3月定例会 議案第81号）

- | | | |
|---|--------|-------------------------------|
| 1 | 工事名 | 宮崎市消防局・北消防署新庁舎棟外新築工事のうち機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 663,890,617円 |
| 4 | 契約の相手方 | 江坂・生目・巴特定建設工事共同企業体 |